

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	心身障害者の医療費の助成に関する事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

豊島区は、心身障害者の医療費の助成に関する事務における特定個人情報ファイルの取り扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取り扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいくことを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

豊島区長

公表日

令和5年7月20日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務

①事務の名称	心身障害者医療費助成管理台帳
②事務の概要	<p>東京都心身障害者の医療費の助成に関する条例及び同条例施行規則により住民と身近な区において申請書の受理・要件審査・認定・受給者証の交付・医療費の支払等を行う。</p> <p>特定個人情報は、下記の場合に使用する。</p> <ul style="list-style-type: none">1 受給者証交付申請書・各種届出書の受理2 認定請求書・各種届出書に基づく受給資格認定3 医療費の請求申請書の受理4 医療費の請求申請書に基づく受給資格認定5 同意書の受理6 交付状況連絡票及び交付願いの受理・受給資格台帳照会
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none">1 総合保健福祉システム(高齢障害)2 システム共通基盤(団体内統合宛名)3 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名

心身障害者医療費助成管理台帳

3. 個人番号の利用

法令上の根拠	<p>①番号法第9条第2項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項別表1－24</p>
--------	---

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携

①実施の有無	[実施する]	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	<p>①番号法第19条第9項 ②行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第4条第1項別表1－24</p>	

5. 評価実施機関における担当部署

①部署	保健福祉部 障害福祉課
②所属長の役職名	保健福祉部 障害福祉課長

6. 他の評価実施機関

--	--

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求

請求先	政策経営部 区民相談課 行政情報グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
-----	---

8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ

連絡先	保健福祉部 障害福祉課 給付グループ 〒171-8422 東京都豊島区南池袋2-45-1
-----	---

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類			
[基礎項目評価書]			<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。			
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)			
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続			
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 監査			
実施の有無	[○] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発			
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人 数	令和4年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和4年8月17日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者 項目	令和4年1月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人 数	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	
令和5年7月20日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者 項目	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	